

## 出典 つくば市ホームページ 5 つくば市最終処分方法検討支援業務委託報告書

表 6-48 最終処分システム案の評価結果一覧

システム案	① 案【民間委託案】	② 案【市内処分案】	③ 案【広域処分案】	④ 案【民間委託・市内処分併用案】
概要	全ての対象物を民間委託した場合（現行の方法）	全ての対象物を本市内で最終処分した場合	全ての対象物を広域処分場で最終処分した場合	対象物の一部を本市内で最終処分し、残りを民間委託した場合
安定性	<p>（計画目標期間（15年間）の） 処分容量・用地の確保</p> <p>（計画目標期間（15年間）の） 処分容量・用地の確保は可能。</p> <p>土地の確保は不要</p> <p>土地の確保が必要（約3.1万～6.2万m<sup>2</sup>）</p> <p>15年間は安定した埋立処分が可能（民間事業者に対するアンケート調査の結果より）。民間事業者の経営状況等により左右され、急速受入不可となった場合は、新たな処理・処分先の検討・確保が必要。リスク分散のため複数の委託先の確保が必要であり、令和6年3月現在3社に委託中。毎年処分場の残余容量を定期的に確認。</p> <p>災害対応、緊急対応</p> <p>施設の被災や故障などで緊急的に停止した場合、一時に受入不可となるリスクあり。民間施設での災害廃棄物の受入可否を確認する必要あり。受入不可の場合は、災害協定に基づく広域処理を行う予定。令和6年3月現在、必要面積に応じた仮置場候補地を選定済。</p>	<p>○ 必要容量を確保した最終処分場を整備することで可能。</p> <p>△ 土地の確保が必要（約4.8万～9.7万m<sup>2</sup>）</p> <p>○ 15年間は安定した埋立処分が可能。</p> <p>16年目以降は埋立終了となるため、次期処分場の整備が必要（ごみ減量化施策の強化により延命化可能）。</p> <p>自治体間で公正公平な費用負担や施策の整合性が必要。</p> <p>△ 被災により稼働停止に陥った場合、一時に受入不可となるリスクあり。</p> <p>市内処分場を発災時の災害廃棄物の仮置場や処分先として活用でき、迅速な対応が可能。</p>	<p>○ 必要容量を確保した最終処分場を整備することで可能。</p> <p>△ ②案より広い土地の確保が必要（約4.8万～9.7万m<sup>2</sup>）</p> <p>○ 15年間は安定した埋立処分が可能。</p> <p>16年目以降は埋立終了となるため、次期処分場の整備が必要（ごみ減量化施策の強化により延命化可能）。</p> <p>自治体間で公正公平な費用負担や施策の整合性が必要。</p> <p>○ 被災により稼働停止に陥った場合、一時に受入不可となるリスクあり。</p> <p>広域処分場を発災時の災害廃棄物の仮置場や処分先として活用可能。ただし、受入要件等については近隣自治体との協議・調整が必要。</p>	<p>○ 必要容量を確保した最終処分場を整備し、かつ民間委託可能。</p> <p>△ ②案より小規模の土地の確保が必要（約5,350m<sup>2</sup>～10,700m<sup>2</sup>）</p> <p>○ 15年間は安定した埋立処分が可能。</p> <p>16年目以降は埋立終了となるため、次期処分場の整備が必要（ごみ減量化施策の強化により延命化可能）。</p> <p>民間事業者の経営状況等に左右され、急速受入不可となった場合は、新たな処理・処分先の検討・確保が必要であるが、市内の処分場が使用できるため、①案に比べて継続性は高い。</p> <p>○ 被災により稼働停止に陥った場合、一時に受入不可となるリスクあり。</p> <p>市内処分場を発災時の災害廃棄物の仮置場や処分先としての活用、迅速な対応が可能。ただし、②案・③案に比べ、容量が小さいため部分的な活用となる。</p>
環境性	<p>循環型社会への貢献</p> <p>焼却残渣の資源化あり（資源化への寄与度：約24%）</p> <p>周辺環境への影響</p> <p>新たな施設整備は行わないため、現行と変化なし。ただし、処理・処分先が市外にあるため運搬に伴うCO<sub>2</sub>排出量が多い。</p>	<p>○ 全量最終処分のため、資源化へ寄与しない。</p> <p>△ 処分場整備・維持管理に伴う環境影響は大きい。本市域内で処分まで完結できるため、運搬に伴うCO<sub>2</sub>排出量は①案に比べて少ない。</p>	<p>× 全量最終処分のため、資源化へ寄与しない。</p> <p>△ 規模が大きくなるため、処分場整備・維持管理に伴う環境影響は、②案より大きい。本市又は近隣自治体の市域内で処分まで完結できるため、運搬に伴うCO<sub>2</sub>排出量は①案に比べて少ない。</p>	<p>× 焼却残渣の資源化あり（資源化への寄与度：約24%）</p> <p>△ 処分場整備・維持管理に伴う環境影響は生じるが、②案・③案に比べて小規模であるため、影響は小さい。不燃残渣は本市域内で処分するため、市外への運搬に伴うCO<sub>2</sub>排出量は①案に比べて少ない。</p>
経済性	<p>用地費</p> <p>整備費</p> <p>運営費</p> <p>維持管理費</p> <p>委託費</p> <p>合計</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>17,177百万円</p> <p>17,177百万円</p>	<p>△ 78百万円</p> <p>18,714百万円 (うち、市実負担費：7,080百万円)</p> <p>2,587百万円</p> <p>748百万円</p> <p>5,581百万円</p> <p>27,708百万円 (うち、市実負担費：16,074百万円)</p>	<p>○ 121百万円 (うち、市実負担費：78百万円)</p> <p>24,801百万円 (うち、市実負担費：6,003百万円)</p> <p>3,865百万円 (うち、市実負担費：2,484百万円)</p> <p>1,019百万円 (うち、市実負担費：650百万円)</p> <p>5,581百万円</p> <p>35,387百万円 (うち、市実負担費：14,796百万円)</p>
その他	固有リスク等	<p>・立地自治体との事前協議が必要</p> <p>・毎年度処理委託の契約手続きが必要</p> <p>・民間事業者に対し、供用開始年度時点における15年間の処分容量の確保の可否は要確認</p> <p>※現状の対応のとおり。</p>	<p>○ 用地確保、環境影響調査の実施、周辺住民等との合意形成に時間を要する</p> <p>・土地利用の制限を考慮し、用地購入が必要</p> <p>・土木等専門的知識を有する職員の確保が必要</p> <p>・跡地利用が可能（形質変更要届出区域）</p> <p>・埋立終了後から閉鎖までの維持管理が必要</p> <p>・埋立終了後の次期処分場の検討が必要</p> <p>・現在契約中の民間事業者との再契約が困難となる可能性あり</p>	<p>△ 国や県が推進する広域化の方針と整合</p> <p>・近隣自治体との広域化に係る手続き、用地確保、環境影響調査の実施、周辺住民等との合意形成に②案以上の時間を要する</p> <p>・土地利用の制限を考慮し、用地購入が必要</p> <p>・土木等専門的知識を有する職員の確保が必要</p> <p>・跡地利用が可能（形質変更要届出区域）</p> <p>・埋立終了後から閉鎖までの維持管理が必要</p> <p>・埋立終了後の次期処分場の検討が必要</p> <p>・現在契約中の民間事業者との再契約が困難となる可能性あり</p>
総合評価	<p>本案の最大の利点は、最終処分場整備に係る用地確保が不要な点である。これにより、施設整備・維持管理に伴う環境影響の発生も懸念されない。</p> <p>現在本市が取り組んでいる複数事業者への委託の分散や経営状況のモニタリング等を継続的に実施すれば、課題である安定性の向上を図ることが可能である。</p> <p>物価変動等により委託費が変動する可能性がある。</p>	<p>本案の最大の利点は、処分場整備により一定期間の埋立処分が可能となる安定性にある。</p> <p>一方、本案は施設整備のための用地確保が前提であり、容易ではない。また、施設整備・維持管理に伴う環境影響も少なからず生じることから、周辺住民等との合意形成等に時間を要することが懸念される。</p> <p>総事業費における本市実負担額は、①民間委託案より安価である。</p>	<p>②案と同様に、安定性の面で大きな利点がある。国や県の方針とも整合がとれるが、事業実施には広域自治体との調整を要する。</p> <p>本案は施設整備のための用地確保が前提であり、②案以上に広大な用地が必要となる。また、他自治体のごみの受入に対する懸念から、周辺住民等との合意形成等に②案以上に困難を極めると推測される。</p> <p>総事業費における本市実負担額は、広域化のスケールメリットが発揮され、4案で最も安価である。</p>	<p>△ 用地確保、環境影響調査の実施、周辺住民等との合意形成に時間を要する</p> <p>・民間事業者に対し、供用開始年度時点における15年間の処分容量の確保の可否は要確認</p> <p>・土地利用の制限を考慮し、用地購入が必要</p> <p>・土木等専門的知識を有する職員の確保が必要</p> <p>・跡地利用が可能（形質変更要届出区域）</p> <p>・埋立終了後から閉鎖までの維持管理が必要</p> <p>・埋立終了後の次期処分場の検討が必要</p> <p>・現在契約中の民間事業者との再契約が困難となる可能性あり</p>

※経済性は、最終処分場を令和20年度から供用開始すると仮定し、建設（用地選定・確保～調査設計～建設工事）（R6～19年度）、運営（埋立開始～運営～埋立終了）（R20～34年度）、維持管理（埋立終了後～最終覆土～閉鎖～廃止）（R35～49年度）の計44年間を対象。 100

## 6 つくば市の焼却残渣（灰）及び不燃残渣の処理量（令和5年度実績）

- 埋立処分は民間最終処分場4か所、資源化は2か所で行いました。

処理方法(方式)	事業所	搬入開始時期	処分量[t]			委託料(税込)[千円]	単価(税込)[千円/t]
			焼却残渣(灰)	不燃残渣	計		
埋立処分	ジークリライト (山形県米沢市)	平成31年 (2019年)	2,074	375	2,449	87,744	36
	ウイズウェイストジャパン (青森県三戸町)	令和4年 (2022年)	186	-	186	7,168	39
	グリーンフィル小坂 (秋田県小坂町)	令和4年 (2022年)	1,869	-	1,869	65,392	35
	ウイズウェイストジャパン (福島県小野町)	令和5年 (2023年)	2,072	339	2,411	89,659	37
資源化	焼成	ツネイシカムテックス (埼玉県寄居町)	1,919	-	1,919	74,927	39
	溶融固化	中央電気工業※現:新日本電工 (鹿嶋市)	675	-	675	36,032	53
合計			8,795	714	9,509	360,922	38



川村直子議員 令和7年定例会12月定例会議 一般質問資料①-3  
2025年11月20日 川村直子知人が土浦市にて撮影

## 資源の分別チェックQ&A 生ごみ編

### □Q1 なぜ生ごみ分別収集をするの？

燃やせるごみの中で一番重いのが「生ごみ」です。燃やせるごみの減量とリサイクル推進の取り組みとして、生ごみの分別収集を始めることとなりました。

生ごみは、収集された後、市内にある施設においてメタン発酵処理により「バイオガス化（燃料）」と「堆肥化」され、利活用します。

### □Q2 生ごみってどんなもの？

生ごみとは、家庭から出される食材の残りなどです。  
主なものとしては、下の表のようなものです。

残飯類	貝・から類	茶がら類
• 調理生ごみ • 卵のから • 魚や肉の -	• 小型の貝類 • エビやカニのか	• 茶がら • コーヒーがら • 紅茶のティーバッグ ※フィルタやパッケージも可

### □Q3 野菜の芯や骨、貝殻も出せるの？

生ごみとして出せるものは・・・

- ・野菜や果物の不要な部分（バナナの皮、トマトの芯など）
- ・簡単に碎ける骨（トリの骨、スペアリブなど）
- ・小さな貝殻（ハマグリ程度まで）※大きな貝殻は可燃ごみに出してください。



### □Q4 紅茶などのフィルタはそのままでも大丈夫？

ティーバッグ、コーヒーフィルタなどに入った茶殻等は、フィルタに入ったまま出して大丈夫です。

水気をよく切ってから出してください。



### □Q5 落ち葉や草木、生花なども「生ごみ」に出せるの？

庭から出る草木や落ち葉、切り花などの生花は「生ごみ」ではありません。  
燃やせるごみに出してください。

## □Q6 調理したものについている油も捨てて大丈夫?

残った料理に付着している程度の油なら問題ありません。

ただし、油（固めたものも含む）だけでの排出しないでください。これらのものは、燃やせるごみに出してください。

## □Q7 水切り用の新聞紙、三角コーナーネット、小分けのビニールごと出せるの?

水きり用に使う新聞紙、三角コーナーや排水溝にかけるネット、小分け用のプラ袋なども一緒に捨てられます。

・・・ですが、使用する際は最小限にとどめましょう

◆ネットは不織布を使用しましょう！

◆生ごみは、十分に水分を切りましょう！

水分が多く含まれていると、袋が重くなるだけでなく、悪臭の発生や集積場が汚れる原因になります。



## □Q8 生ごみはいつ出すの?

収集日：週2回（燃やせるごみと同じ日）

集積場：燃やせるごみと同じ集積場

排出袋：黄色の生ごみ専用袋



## □Q9 ごみ集積場では、燃やせるごみと生ごみを混在して置いてもいいの?

生ごみは、燃やせるごみと同じ日・同じ場所に捨てますので、それぞれの種類ごとにまとめて置いてください。（＝置き分け）



【置き分けをしないと・・・こんな困ったことになります】

- ・可燃ごみに埋もれてしまったため、生ごみが収集されなかった。
- ・ごみを選び分けて収集することになり、効率が悪く、収集時間が遅れる。



【置き分けの工夫例をご紹介します】

- ・可燃の集積場の場合、使わない不燃ごみ置き場に置く。
- ・バケツやコンテナを使用し、可燃と置き分ける。
- ・見えるよう、可燃ごみの横や前方に一か所にまとめて置いておく。などなど

### 【お問い合わせ】

土浦市市民生活部 環境衛生課クリーン推進係  
TEL 029（826）1111 内線 2492、2474

# ご家庭に 「川崎市生ごみ



川村直子議員 令和7年定例会12月定例会議 一般質問資料

①-5

## リサイクルリーダー を派遣します!!

川崎市では、家庭での生ごみリサイクルを推進していますが、「リサイクル手法がわからない。」「虫がわいたり、臭いが出て近所から苦情が来る。」など、各ご家庭で生ごみリサイクルを進めようとしてもうまくいかない場合があります。

そのようなとき、生ごみリサイクルリーダー制度を活用してください。

リーダーが皆さんのご家庭に伺い実地指導をしたり、電話相談を受けることにより、生ごみリサイクル活動の継続的な取組みが可能になります。

### リーダー派遣等の対象

- コンポスト化容器、密閉容器、電動生ごみ処理機などを使って、生ごみリサイクルに取り組んでいる方で、うまくいかなくて困っている方
- 生ごみリサイクルをやってみたいが、取組み方がわからず困っている方
- 町会等で住民の方を対象とした生ごみリサイクルに関する講習会などの開催を予定している方



※営利、特定の宗教や政治活動を目的とする場合及びこの制度の目的に沿わない場合などへの派遣等はお断りさせていただきます。

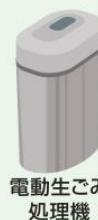
※派遣は無料ですが、指導に伴う材料等が必要な場合はご負担をお願いします。

### 対象となるリサイクル手法

電動生ごみ処理機、コンポスト化容器、密閉容器、  
ダンボールコンポスト、ベランダコンポスト、落ち葉堆肥など



電動生ごみ処理機や生ごみコンポスト化容器等の購入費を助成します。詳しくはホームページで。



電動生ごみ  
処理機



生ごみ  
コンポスト化  
容器



密閉容器



ダンボール  
コンポスト



依頼者  
(個人・町会等)

生ごみリサイクル相談・派遣指導依頼



川崎市生ごみリサイクルリーダー  
生ごみリサイクルの実績や知識などがある市民の方々を  
川崎市が認定しております。



川崎市環境局生活環境部  
減量推進課

相談・派遣指導活動

活動状況の報告

相談・派遣指導要請

●お問合せ・お申込み先

環境局生活環境部減量推進課

URL <https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000015693.html>

TEL 200-2605

FAX 200-3923



<https://www.city.kawasaki.jp/300/cmsfiles/contents/0000015/15693/hakennchirashi.pdf>

出典 川崎市ホームページ 川崎市生ごみリサイクルリーダー派遣制度の紹介

## つくば市法外援護費給付事業実施要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、行旅中に旅費等を紛失し、移動に困窮している者等に対し、法外援護を給付することについて必要な事項を定めるものとする。

### (給付対象者)

第2条 法外援護の給付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、親族、知人等に必要な援助を受けることができる者、つくば市又は徒歩で移動が可能な場所に在住するものは除くものとする。

- (1) 行旅中に旅費等を紛失し、移動に困窮している者で、行旅病人及び行旅死病人取扱法（明治32年法律第93号）の規定に基づく救護費用の給付を受けない者
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）の規定に基づく救護費用の給付を受けない者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

### (給付の範囲)

第3条 法外援護の給付の範囲は、次のとおりとする。

- (1) つくば市から移動目的地までの最も経済的な通常の経路及び方法により施行した場合の旅客運賃の給付
- (2) 法第12条第1項の規定による食料の需要を満たすために必要なもの最低限度としての給付
- (3) 前2号に掲げるもののほか、臨時的かつ緊急の出費で市長が必要と認めた給付

### (給付方法)

第4条 法外援護費の給付は、現金とする。ただし、市長が必要と認めるときは、前条の給付の範囲内で、物品、乗車券等による現物給付とすることができる。

川村直子議員 令和7年定例会12月定例会議 一般質問資料②-1

つくば市社会福祉課より情報提供 赤線は川村直子によるもの

(給付限度額)

第5条 法外援護費の給付は、旅客運賃は1,000円、食事代は500円を限度額とする。

ただし、行旅途中で同様の状態に陥る恐れのあるときは、限度額を超えて目的地までの乗車券等を給付することができる。

(申請手続き)

第6条 法外援護の給付を受けようとする者は、法外援護費給付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の申請に当たり、公的身分証明書の写しを市長に提出することにより、申請者本人による申請であることを証する。ただし、申請時に公的身分証明書を所持していない場合は、この限りではない。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、申請者から住所、氏名、生年月日、つくば市に立ち寄る以前の市区町村名及び行き先について事情聴取し、給付を適當と認めたときは、申請者に対し、法外援護費を給付し、法外援護費受領書（様式第2号）の提出を求める。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

川村直子議員 令和7年定例会 12月定例会議 一般質問資料❷-1

つくば市社会福祉課より情報提供 赤線は川村直子によるもの

## 行旅病人の救護と法外援護の違いについて

	行旅病人救護	法外援護
根拠	行旅病人及行旅死亡人取扱法(法律に拠る)	各自治体の独自の要綱や判断(法律に拠らない)
対象者	<p><b>行旅中の歩行困難な病人(救護者なし)</b></p> <p>行旅中(旅行中、移動中、漂白中など)に病気になり、歩行困難となった者。</p> <p>療養先や救護者がいない者(身元不明者や、適切な在留資格を持たない外国人などが含まれる)。</p> <p>日本人の場合は、まず生活保護法の適用が検討され、それが難しい場合に本法が適用される。</p>	<p><b>各自治体の住民などで一時的に困窮している者など</b></p> <p><u>生活保護の受給要件を満たさないが、一時的に生活に困窮している住民など。</u></p> <p>行旅法に定める対象者以外の行旅人に対しても、福祉の増進を図る目的で実施されることがある。</p>
目的	<p><b>行き場のない人の緊急的な救護・対応</b></p> <p>行旅中に行き倒れになった人や、その場で亡くなった人の救護・葬祭を、発見した市町村が緊急的に行うこと。</p>	<p><b>法律の隙間を埋める福祉的支援、生活安定・自立支援</b></p> <p>法律の網の目からこぼれ落ちてしまう人々に対し、  <u>一時的な資金貸付、医療支援、住宅支援などを行うことで、経済的自立や生活の安定を図ること。</u></p>

○古河市緊急援護資金貸付基金規則

平成21年3月18日

規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、古河市緊急援護資金貸付基金条例(平成21年条例第7号。以下「条例」という。)第11条の規定に基づき、古河市緊急援護資金貸付基金の管理、資金の貸付け等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において「生活困窮者等」とは、本市に居住している者(本市の住民基本台帳に登録している者又は本市の住民基本台帳に登録していないが、本市に居住の実態があると市長が認める者をいう。以下同じ。)のうち、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第6条第2項に規定する要保護者をいう。

2 前項に定めるもののほか、この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(資金貸付けの対象者)

第3条 資金の貸付けは、生活困窮者等であって、次の各号のいずれかに該当するものに対して行う。

(1) 法第24条第1項の規定による生活保護開始の申請(以下「保護申請」という。)後その決定があるまでの間の当面の生活費を用意できないもの

(2) 災害を受けたもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、緊急かつやむを得ない理由があると市長が認めるもの

(貸付限度額)

第4条 資金の貸付けの限度額は、1世帯に対し、1回当たり60,000円とする。

(貸付けの制限)

第5条 現に資金の貸付けを受けている者(以下「借受人」という。)については、当該貸付けの償還が完了しない間は、重ねて貸付けを行わないものとする。

(償還方法及び償還期間)

第6条 貸付けを受けた資金の償還方法は、貸付けを受けた月の翌月から各月均等割りによるものとし、償還期間は、24箇月以内とする。

2 市長は、借受者が繰り上げての償還が可能と認めるときは、その全額又は一部を繰り上げて償還させることができる。

(申込みの手続)

第7条 資金の貸付けを受けようとする者(以下「貸付希望者」という。)は、連帯保証人を立てて、緊急援護資金貸付申込書(様式第1号)により市長に申込みしなければならない。ただし、当該貸付希望者の資金貸付額が1回当たり30,000円以下の場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、本文の規定にかかわらず、連帯保証人を立てることを要しない。

(1) 法第6条第1項に規定する被保護者(保護申請をした者であって、保護申請後その決定があるまでの間にある者を含む。)であるとき。

(2) 国が定める自立支援プログラムの内容に準じて市が作成する自立生活支援プログラムを受けるとき。

2 前項に規定する連帯保証人は、本市に居住している者で、かつ、前項の申請をしようとする日の属する年の前年(1月から6月までの間に前項の申請をしようとする場合は、前々年)の市県民税を完納したもの又は連帯保証人に適していると市長が特に認めるものとする。

(貸付けの決定及び通知)

第8条 市長は、前条第1項の申込みがあったときは、速やかに貸付けの諾否を決定し、緊急援護資金貸付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 前条の規定により資金の貸付けの決定を受けた者は、緊急援護資金借用書(様式第3号)を直ちに市長に提出しなければならない。

(償還猶予)

第10条 市長は、借受人が天災その他やむを得ない理由により償還期限内に償還することが困難であると認めるときは、償還の猶予を行うものとする。

2 前項の規定により償還の猶予を受けようとする借受人は、緊急援護資金償還猶予申出書(様式第4号)により市長に申し出なければならない。

3 市長は、前項の申出があったときは、申出内容を審査の上、償還の猶予の諾否を決定し、緊急援護資金償還猶予決定通知書(様式第5号)により当該申出者に通知するものとする。

(償還免除)

第11条 条例第9条の規定により、貸付金の償還未済額の全部又は一部の免除を受けようとする者は、緊急援護資金償還免除申出書(様式第6号)により市長に申し出なければならない。この場合において、借受人が死亡したときは、当該相続人又は同居の親族が併せて緊急援護資金借受人死亡届(様式第7号)により届け出なければならない。

2 市長は、前項の申出があったときは、申出内容を審査の上、償還の免除の諾否を決定し、緊急援護資金償還免除決定通知書(様式第8号)により当該申出者に通知するものとする。

(氏名等の変更)

第12条 借受人又は連帯保証人は、住所又は氏名に変更が生じたときは、速やかに市長に対し、借受人・連帯保証人住所氏名変更届(様式第9号)により届け出なければならない。

(台帳の整備)

第13条 市長は、借受人の貸付金額、償還残額等の状況が把握できる台帳を整備するものとする。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年規則第40号)

この規則は、公布の日から施行し、同日以後の申請から適用する。

附 則(令和3年規則第34号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の各規則に規定する様式の用紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の補正をし、これを使用することができるものとする。

様式第1号(第7条第1項関係)

赤線は川村直子によるもの

出典 茨城県古河市ホームページ 古河市緊急援護資金貸付基金規則  
[https://www1.g-reiki.net/koga/reiki\\_honbun/r380RG00000925.html](https://www1.g-reiki.net/koga/reiki_honbun/r380RG00000925.html)

川村直子議員 令和7年定例会12月定例会議 一般質問資料③-1  
出典 厚生労働省ホームページ 生活保護を受けるための要件及び生活保護の内容  
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/dl/seikatuhogo02.pdf>

## 【2級地-1】

【2級地-2】

### 【3級地-1】

別表第8 地域手当の支給地域及び支給割合

級地 (支給割合)	都道府県	都道府県の級地と異なる地域
1級地 (20%)		東京都：特別区
2級地 (16%)	東京都	茨城県：つくば市 神奈川県：横浜市、川崎市、藤沢市、厚木市 大阪府：大阪市、吹田市
3級地 (12%)	神奈川県 大阪府	茨城県：取手市、守谷市 埼玉県：さいたま市、志木市、和光市 千葉県：千葉市、成田市、袖ヶ浦市、印西市 愛知県：名古屋市、刈谷市、豊田市、豊明市 兵庫県：西宮市、芦屋市、宝塚市
4級地 (8%)	愛知県 京都府	宮城県：仙台市、多賀城市 茨城県：水戸市、日立市、土浦市、龍ヶ崎市、牛久市 埼玉県：川越市、東松山市、上尾市、朝霞市、坂戸市 千葉県：市川市、船橋市、松戸市、佐倉市、柏市、市原市、富津市、浦安市 静岡県：静岡市 三重県：四日市市、鈴鹿市 滋賀県：大津市、草津市、栗東市 兵庫県：神戸市、尼崎市、明石市、伊丹市、川西市、三田市 奈良県：奈良市、大和郡山市、天理市 広島県：広島市 福岡県：福岡市、春日市、福津市
5級地 (4%)	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 静岡県 三重県 滋賀県 兵庫県 奈良県 広島県 福岡県	北海道：札幌市 群馬県：前橋市、高崎市、太田市 富山県：富山市 石川県：金沢市 山梨県：甲府市 長野県：長野市、松本市、塩尻市 岐阜県：岐阜市 和歌山县：和歌山市、橋本市 岡山县：岡山市、倉敷市 香川県：高松市

(注) 本表は令和6年4月1日現在の地域を表示しており、実際の指定は施行日（令和7年4月1日予定）現在の地域による。